

議案第 3 2 号参考資料 2

利根町都市計画税条例 新旧対照表

現行	改正案
本則省略 附 則 1 略 (法附則第 15 条第 33 項の条例で定める割合) 2 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第 15 条第 34 項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第 15 条第 39 項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 6 略 (宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市	本則省略 附 則 1 略 (法附則第 15 条第 32 項の条例で定める割合) 2 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第 15 条第 33 項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第 15 条第 43 項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 6 略 (宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市

計画税の特例) 7～11 略 (農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例) 12 略 (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例) 13～15 略 16 法附則第15条第1項、<u>第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	計画税の特例) 7～11 略 (農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例) 12 略 (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例) 13～15 略 16 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> 2 <u>次項に定めるものを除き、この条例による改正後の利根町都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</u> 3 <u>この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第 号)附則第1条第2号に掲げ</u>
--	--

る規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第16項の規定の適用
については、同項中「，第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは
第43項」とする。